

新規住宅を引き渡す事業者の方へ 千葉県



住宅瑕疵担保履行法

重要

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、新築住宅を引き渡した事業者は、保険への加入（または保証金の供託）を行い、その状況を行政庁に届け出ることが義務づけられています。

対象事業者

下記すべてに当てはまる事業者が対象です。

- ◆ 許可を受けた建設業者、または免許を受けた宅地建物取引業者である
- ◆ 平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡している
- ◆ 引き渡した相手が宅地建物取引業者以外である

- ↓
1. 保険への加入（または保証金の供託）
 2. 千葉県への届出 ※年1回（4月の届出） が必要です。

1. 保険への加入

保証金の供託、併用も可能です。

保険への加入とは

事業者が国土交通大臣の指定する保険法人との間で保険契約を締結するものです。住宅に瑕疵が判明し、補修等を行った場合には、保険金が支払われます。

工事中に検査を行うため、原則として着工前に申込みます。

【保険法人一覧】下記の5法人が指定されています。
(保険料は戸建(120㎡)で7～8万円台)

(株) 住宅あんしん保証	☎ 03-3562-8120
住宅保証機構(株)	☎ 03-6435-8870
(株) 日本住宅保証検査機構	☎ 03-6861-9210
(株) ハウスジーマン	☎ 03-5408-8486
ハウスプラス住宅保証(株)	☎ 03-4531-7200

保険証券の発行申請 住宅の完成後、引渡し前に、保険申込みを行った保険法人へ保険証券発行申請を行ってください。証券が出ないと行政庁提出用の証明書が出ません。



千葉県への届出 ※保険のみの場合

届出に必要な書類 写しを控えとして保存してください。

- ①届出書 ・建設業は「第一号様式」、宅建業は「第七号様式」
- ・入手方法 下記のいずれかの方法により入手してください。
 - ▼千葉県庁のHPよりダウンロードする。
 - ▼県庁へ返信用封筒(切手貼付／宛先明記)を同封して書類請求をする。



②保険契約締結証明書【明細】※0戸の場合は不要

③保険契約締結証明書（原本）※0戸の場合は不要

- ・加入した保険法人から②と③の書類は同封で送られてきます。(宅建は青色)

①届出書

②保険契約締結証明書【明細】

③保険契約締結証明書

① と ② は記入する欄があります

記入もれのないようご注意ください

届出期間

1年間の引き渡し状況を翌4月に届出して下さい。引き渡しを行った事業者は保険期間である10年間は引き渡しがなくとも0戸の届出が必要です。

発注者・買主への引渡し期間	基準日	行政庁への届出期間
4月1日～翌3月31日	翌3月31日	翌4月1日～21日※

※休日の場合は翌営業日

届出・問い合わせ先

千葉県 県土整備部 建設・不動産課 住宅瑕疵担保履行法担当

〒260-8667 (住所省略可) 千葉市中央区市場町1-1

TEL043-223-3560 FAX043-225-4012

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/tetsuzuki/kashitanpo.html>